

3	教 育 ロ ー ン
---	-----------

平成28年2月1日現在

商 品 名	①網走しんきん学資ローン「まなび」Ⅰ (教育プラン)(しんきん保証基金の保証付)
-------	---

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員、もしくは会員となる資格のある満20歳以上の個人の方。 ・安定継続した給与収入または営業所得のある方。なお、自営業者の方は現在の業種での確定申告の実績がある方。 ・しんきん保証基金の保証を得られる方。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>
対 象 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・就学する学校(教育施設)とし、国内・海外の別および学校の種類を問いません。
お 使 い み ち	<p>申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金</p> <p>① 就学する学校等への納付金(最長1年分) ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む</p> <p>② 就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等</p> <p>※①および②は、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>③ 申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金(基金保証付教育カードローンは除く)および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p>
ご 融 資 限 度 額	・1,000万円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	・16年以内
ご 融 資 利 率	<p>変動金利型とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料を含んだ基準融資利率を年3.48%(リピートプランは3.38%)とし、この基準融資利率から当金庫が定める優遇項目に応じて金利を優遇いたします。(1項目につき0.15%引下げ、最大5項目0.75%までとします) ・融資後の利率は、当金庫が定める「長期プライムレート」(以下、基準金利)の変更に伴い、その変更幅と同じ率で引き上げ、または引き下げられます。 ・毎年10月1日現在の基準金利により、11月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせ下さい。</p>

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月払の元金均等払い・元利均等払いのいずれかのご返済方法となります。 ・ボーナス時、増額返済の併用も可能です。ただし、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内で年2回6か月毎の返済となります。 ・融資利率の見直しが行われたとき、元金均等払いの場合は、元金返済額は変わりません。また、元利均等払いの場合は、新融資利率、残存元金、残存期間にもとづいて返済額を変更いたします。 ・元金返済の据置期間は、卒業予定月まで設けることができます。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金が保証しますので、保証人は必要ありません。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金所定の保証料が必要となります。 ご融資金額およびご融資期間、各プラン等により異なります。 なお、保証料は融資利率に含まれております。 ※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～17時、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・金利優遇項目は以下の通りです。[5項目までとします] (1) 給与振込 (2) 財形貯蓄 (3) 定期積金(積立期間3回以上) (4) 公共料金の自動振替(2種目・・・1項目、4種目・・・2項目) (5) 住宅ローン(住宅金融支援機構含む) (6) VISAカード (7) カードローン (8) スペシャルプラス90 ・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ※ご返済額の試算等の詳しい内容については当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。